㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器は、当該輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏洩しない容器に入れた後、外装容器に収納すること。
3）等級が3の輸送許容物件の場合であって副次危険性として腐食性を有する場合、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
4）「複合容器」は、6HA1，6HA2，6HB1，6HB2，6HC，6HD1，6HD2，6HG1，6HG2，6HH1，6HH2を示す。（以下本備考において同じ。）

「360」、「361」、「362」、「363」、「364」、「365」及び「366」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器又は複合容器	
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	外装容器	包装物当たりの許容容量	容器の種類
360	1	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	2.5ℓ	1A1，1A2，1B1，1B2，1D，1G，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，3N2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2，4N	2.5ℓ	1A1，1B1，1N1，3A1，3B1，複合容器，シリンダー
		プラスチック製容器	—				
		金属製容器	2.5ℓ				
361	1	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	30ℓ		30ℓ	
		プラスチック製容器	—				
		金属製容器	5ℓ				
362	2	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	5ℓ		5ℓ	1A1，1B1，1H1，1N1，3A1，3B1，3H1，複合容器，シリンダー
		プラスチック製容器	1ℓ				
		金属製容器	1ℓ				
363	2	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	5ℓ		5ℓ	
		プラスチック製容器	2.5ℓ				
		金属製容器	5ℓ				
364	2	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	60ℓ		60ℓ	
		プラスチック製容器	5ℓ				
		金属製容器	10ℓ				
365	3	ガラス製又は陶製容器	5ℓ	60ℓ		60ℓ	1A1，1A2，1B1，1B2，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，複合容器，シリンダー
		プラスチック製容器	10ℓ				
		金属製容器	25ℓ				
366	3	ガラス製又は陶製容器	5ℓ	220ℓ		220ℓ	
		プラスチック製容器	10ℓ				
		金属製容器	25ℓ				

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器は、当該輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏洩しない容器に入れた後、外装容器に収納すること。
3）等級が3の輸送許容物件の場合であって副次危険性として腐食性を有する場合、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「370」は、次の容器及び包装等を示す。

内容物	組合せ容器					
	内装容器	内装容器当たりの許容容量（液体の基礎原料）	内装容器当たりの許容容量（液体の活性剤）	内装容器当たりの許容質量（固体の活性剤）	包装物当たりの許容質量	外装容器
活性剤（有機過酸化物）	プラスチック製容器（チューブを含む。）	—	125mℓ	500g	5kg	1A1，1A2，1B1，1B2，1G，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2，4N
	金属製容器（チューブを含む。）	—	125mℓ	500g		
基礎原料（等級が2の引火性液体）	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	—	—		
	プラスチック製容器	5ℓ	—	—		
	金属製容器	5ℓ	—	—		
活性剤（有機過酸化物）	プラスチック製容器（チューブを含む。）	—	125mℓ	500g		
	金属製容器（チューブを含む。）	—	125mℓ	500g		